

## 富良野市不登校児童生徒に係る「学校外の民間施設」の取扱いについて

(令和6年3月14日実施)

(令和6年8月27日改訂)

令和元年10月25付元文科初第698号「不登校児童生徒への支援の在り方について(通知)」では、「不登校児童生徒の一人一人の状況に応じて、教育支援センター、不登校特例校、フリースクールなどの民間施設、ICTを活用した学習支援など、多様な教育機会を確保する必要がある」と示されている。また、不登校児童生徒が民間施設において相談・指導を受ける際には、『民間施設についてのガイドライン(試案)』を参考として、判断を行う際の何らかの目安を設けておくことが望ましいとされている。

通知の内容を踏まえ、富良野市では「学校外の民間施設」において相談・指導を受ける際には、下記の内容に該当する施設であることを学校が訪問や面談等で確認し、出席の取扱い等について適切に対応する。

### 1 民間施設の実施主体について

実施者が不登校児童生徒に対する相談・指導等に関し深い理解と知識又は経験を有し、かつ社会的信望を有している。

### 2 事業運営の在り方と透明性の確保について

- (1) 不登校児童生徒に対する相談・指導を行うことを主たる目的としている。
- (2) 著しく営利本位でなく、入会金、授業料(月額・年額等)等が明確にされ、保護者等に情報提供がなされている。

### 3 相談・指導の在り方について

- (1) 児童生徒の人命や人格を尊重した、人間味のある温かい相談や指導が行われている。
- (2) 相談・指導の対象となる児童生徒に対して、不登校の様々な要因に対応した相談・指導体制が明確にされている。また、受入れに当たっては面接を行うなど、当該児童生徒の状況の把握が適切に行われている。
- (3) 指導内容・方法、相談手法及び相談・指導の体制があらかじめ明示されており、かつ現に児童生徒の能力や状況に応じた適切な内容の相談や指導が行われている。
- (4) 児童生徒の学習支援や進路の状況等につき、保護者等に情報提供がなされている。
- (5) 体罰などの不適切な指導や人権侵害行為が行われていない。

### 4 相談・指導スタッフについて

- (1) 相談・指導スタッフは児童生徒の教育に深い理解を有するとともに、不登校への支援について知識や経験をもち、その指導に熱意を有している。
- (2) 専門的なカウンセリング等の方法を行うに当たっては、心理学や精神医学等、それを行うに相応しい専門的知識と経験を備えた指導スタッフが指導に当たっている。

### 5 施設、設備について

各施設にあっては、学習、心理療法、面接等種々の活動を行うために必要な施設・設備を有している。

### 6 学校と施設との関係について

児童生徒のプライバシーにも配慮の上、学校と施設が相互に不登校児童生徒やその家庭を支援するために必要な情報等を交換するなど、学校との間に十分な連携・協力関係が保たれている。

### 7 家庭との関係について

施設での指導経過を保護者に定期的に連絡するなど、家庭との間に十分な連携・協力関係が保たれている。